

| No | 分類 | ご意見 | 意見提出者 | 文書番号 | 回答案 |
|-----|----|---|---|------------|--|
| 170 | 6 | マラカイトグリーンはポジティブリスト案ではリストに記載されないため、0.01ppmの一一律基準が適用されるが、現行基準では「抗菌性物質は含有してはならない」(検出限界 0.005ppm)として運用されている。 マラカイトグリーンについては、現行規制と同等の基準となる運用を望むとともに、現行基準の緩和となるこのような事例について再度点検を行っていただきたい。 | 日本生活協同組合連合会 | D69 | マラカイトグリーンは化学的合成品たる抗菌性物質であり、暫定基準が設定されないことから従来の「含有してはならない」の規定が適用されます。 なお、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンについては、規格基準の検討を行うに当たり、食品安全委員会に食品安全影響評価を依頼しているところです。 |
| 171 | 6 | ○プロペタンホス○牛乳には基準値が設定されていないが、「薬事」として基準値が設定されている「牛の筋肉」等と同様、国内で残留試験が実施されている。この試験における検出限界が0.02ppmであり、現在の案のまま一律基準が適用された場合、当該検出限界を下回る残留分析法がないことから、残留試験が実施できなくなる可能性がある。従って、牛乳についても、暫定基準0.02ppmを設定してほしい。 | 三共ライフケック株式会社 | D7 | ご指摘の点は、農林水産省動物用医薬品等主管課長より追加の検出・定量限界値が提出されたことから、乳についても暫定基準を設定することとします。 |
| 172 | 6 | ○トリアジメホン○、○トリアジメノール○の暫定基準については、経過措置の承認を得て使用の許可がなされているものや作物残留試験結果を考慮し、改めていただきたい。(茶について、作物残留試験結果添付。他の食品については、現在実施中) | 農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株) | D71 D87 | いわゆるマイナー農産物として農薬登録がなされているものについては、ご指摘のとおり事情を考慮することとします。また、作物残留試験成績の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があると指摘されたものについては、作物残留試験成績を精査し、修正します。 |
| 173 | 6 | ○イミダクロプリド○のネクタリンに対する基準については、現在、適用拡大申請中であり、作物残留試験結果からコーデックス基準ではなく現行の登録保留基準(1ppm)を採用すべきである。(作物残留試験結果添付) 農林水産省においてマイナー作物として経過措置承認がなされていることから、登録保留基準を参考に暫定基準に設定してほしい。 (同旨1件) | 農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株) | D71 D87 | マイナー作物として承認がなされているものにつきましては、作物残留試験成績を精査し、暫定基準を設定します。農薬取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。 |
| 174 | 6 | イミダクロプリドのパッションフルーツに対する暫定基準については現在登録申請用の試験を実施中であり、コーデックス基準ではなく、現行の登録保留基準(3ppm)を採用すべきである。なお、当該作物の登録保留基準値が1ppmとされているが、当該作物は分類上「小粒果実類」であり、したがって3ppmとなるため訂正いただきたい。 | バイエルクロップサイエンス(株) | D71 | 農薬取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。なお、パッションフルーツの分類については、ご指摘のとおり修正します。 |
| 175 | 6 | ○グルホシネート○の乳肉全般に対する暫定基準値については、非組換え作物の摂取を根拠としているコーデックス基準を採用しているが、組換え作物の摂取を考慮している米国の基準値を採用することが妥当であると考える。 | バイエルクロップサイエンス(株) | D71 | 暫定基準の設定に当たっては、我が国がWTOに加盟していることを踏まえ、優先的にコーデックス基準を採用するものです。なお、コーデックス基準がない脂肪については、米国基準を採用しています。 |
| 176 | 6 | ○トリフロキシストロビン○について諸外国の基準値を参考に暫定基準の見直しをしていただきたい。(米国のFederal Register、EUのCommission Directive、カナダのRegulatory Noteを添付) | バイエルクロップサイエンス(株) | D71 | 米国の大豆基準値につきましては、ご指摘のとおり反映します。カナダの基準値(緊急基準値も含む。)は、法的に登録される前の暫定基準値であり、法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしておりません。また、EUの暫定基準値についても、現時点では法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしておりません。 |
| 177 | 6 | ○スピロメシフェン○について、米国において残留基準が設定されたので、暫定基準の設定をお願いしたい。(Federal Registerを添付) | バイエルクロップサイエンス(株)・American Potato Trade Alliance | D71 F29 | ご指摘のとおり、修正します。 |

| No | 分類 | ご意見 | 意見提出者 | 文書番号 | 回答案 |
|-----|----|---|----------------------------|------------|---|
| 178 | 6 | 南アフリカ等における落花生への使用実態を考慮し、下記の農薬等について暫定基準の設定をお願いしたい。 エポキシコナゾール、フルシラゾール、DIMETHENAMID-P、FLUAZIFOP-P-BUTIEL、フルフェナセット、FLUMETSULA+S-MOC、FURFURAL、ピリミカルブ、HALOXYFOP-R-METHYL、HALOXYFOP-R-METHYL ESTER、FENOXAPROP-P-ETHYL、パクロブトラゾール、CUPROUS OXIDE、アセトクロール | 株式会社トーメン 落花生輸入商社 協議会 | D73 D77 | 海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 |
| 179 | 6 | ハチミツに対するテトラサイクリン系抗生物質の残留基準値はEUやイギリスの基準を考慮するとゆるすぎるのではないか。ハチミツ愛好家の中には一日当たり50g以上消費する人もいるので、この点も考慮していただきたい。 | (株)養蜂研究所 | D79 | ハチミツの暫定基準は、海外基準である豪州の基準を参照したものです。なお、基準値に関しては、マーケットバスケット調査等の摂取実態調査結果に基づき、優先順位を付して見直すこととしています。 |
| 180 | 6 | ジオカルバメートについては輸入実態やバックグランドを、スピノサド及びメトキシフェノジドについては、2005年7月のコーデックス会議で設定された値を考慮し、暫定基準値を改めてほしい。 | ダウケミカル日本株式会社 | D82 | ジオカルバメートについては輸入実態を考慮する状況にはありません。また、バックグランドについては、No.142を参照してください。スピノサド及びメトキシフェノジドについては、コーデックス基準として設定された値に準じて修正します。 |
| 181 | 6 | ミネラルウォーター類で基準値が設けられているテルブティラジンについては、ぶどう産地であるフランスやドイツで0.1ppmの基準が設定されている。本剤について暫定基準を設定し、類型6-6として「ぶどう」にこの値を採用願いたい。 | (社)日本果汁協会 | D83 | EUの基準に当該物質についての基準がなく、また作物残留試験成績などの提出もないため採用できません。 |
| 182 | 6 | ○プロピコナゾール○プロピコナゾールについて、米国EPAが2005年7月27日に大豆サビ菌用殺菌剤(緊急時免除)として基準を告示したので考慮してほしい。 | アメリカ大豆協会 | F1 | ご指摘のプロピコナゾールにつきましては、既に基準が設定されており、今回基準を設定する品目の対象ではありません。 |
| 183 | 6 | ○アセタミプリド○アセタミプリドのホップには、チェコで農薬登録がなされている。チェコ基準値である2ppmを設定してほしい。 | チェコ政府 | G15 | 海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 |
| 184 | 6 | ○アセタミプリド○○フィプロニル○○シアナミド○○ニトロフェノール○ホップの基準について、それぞれ作物残留試験成績を提出する。この試験成績を参考に、チェコ基準値であるアセタミプリド2ppm、フィプロニル0.1ppm、シアナミド0.1ppm、ニトロフェノール0.1ppmの基準を設定してほしい。 | ホップ生産協会(チェコ) | F10 | アセタミプリド及びフィプロニルについては、ご提出いただいた作物残留試験成績を検討した結果、暫定基準を設定するための情報として不足していたことから、採用できません。また、試験成績が提出されていない物質につきましては、採用できません。また、シアナミドにつきましては、No.155を参照してください。 |
| 185 | 6 | ○フルトリニアホール○フルトリニアホールについて、ブラジルにおける作物残留試験成績を提出するので、ブラジル基準値である大豆0.1ppmの基準を設定してほしい。 | ケミノバ(デンマーク) | F11 | ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、ブラジルの基準を採用することとします。 |
| 186 | 6 | ○キャプタン○、○マンゼブ○、○亜リン酸○の基準(0.03、0.1、設定されていない)について、オーストラリアの基準と同じにしてほしい。 | アーモンドボード(オーストラリア) | F12 | キャプタン、亜リン酸(最終案では「ホセチル」に含有)につきましては、既に記載されています。マンゼブにつきましては、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。 |

| No | 分類 | ご意見 | 意見提出者 | 文書番号 | 回答案 |
|-----|----|---|---|--------|--|
| 187 | 6 | ○マンネブ〇〇臭素〇〇リン化水素〇殻付き、殻なしのクルミについて、USのセクション18でマンネブ8ppmが認められている。 また、殻付き、殻なしのクルミについて臭化メチル200ppm、リン化水素0.1ppmとしてほしい。 | カリフォルニアくるみ協会 | F14 | マンネブの米国Section18基準は、0.05ppm(マンネブ換算)です。リン化水素、臭素については、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。 |
| 188 | 6 | ○インドキサカルブ〇クランベリーについてUSのセクション18でインドキサカルブ0.5ppmが認められているので採用してほしい。 (同旨1件) | アメリカ合衆国政府・クランベリー販売協会 | G4・F15 | ご指摘のとおり、修正します。 |
| 189 | 6 | ○ANA、ANA AMIDA、ブトラジン、硫酸銅、Copper Oxychloride、Cuproose oxide、Quinosol、硫黄、チラム、ジシペルメトリン〇これらの農薬について、リストへの記載がないので収載してほしい。 | Felix Reverte Salcedo (スペイン) | F18 | ①パブリカについての作物残留データ等がなく、基準値を採用できません。 ②ANA、ANA AMIDA等は、農薬名の確認ができません。 ③チラムは、ジチオカルバメートとして基準が定められています。ゼータシペルメトリンは、シペルメトリンとして基準が定められています。 ④硫黄は本制度の対象外物質になります。 |
| 190 | 6 | ○ジクロルボス〇 ①基準はコーヒー豆ではなく、コーヒー加工品につくるべき。 ②コーヒー生産国に照会し、2011年にポジティブリストを見直すべき。 ③各コーヒー生産国に対して、ポジティブリストに載っている試験法を示してほしい。 ④コロンビアではディルドリンやエンドリンは規制している。 ⑤EDBとパラコートについても規制している。 ⑥グリーンコーヒービーンへの直接使用はリン化水素のみ認めている。 その他以下の農薬について、基準がないのでグリーンコーヒービーンの基準を提案する。 また、ジクロルボスについて、グリーンコーヒービーンの基準を0.2から2ppmに引き上げてほしい。 | National Federation of Coffee Growers of Colombia | F19 | ①他の農薬との整合性もあり、コーヒー豆の基準としています。 ②暫定基準については、施行5年後に見直すこととしているが、ポジティブリスト制度そのものを見直す予定はありません。 ③試験法については、厚生労働省のホームページ上に公開(日本語)していくこととしています。 ④から⑥については、情報提供いただき感謝しています。 グリーンコーヒービーンについては、そもそも基準を策定していません。また、提出いただいた資料はコーデックスなどにおける他の作物の基準であり、グリーンコーヒービーンについての作物残留などのデータがなく、基準値を採用できません。 |
| 191 | 6 | ○BHA〇〇BHT〇〇エトキシン〇ノルウェー政府の意見に賛同する。フルフェニコールの例と同じく、薬事法に基づく検出限界値を参考するのではなく、外国基準値を採用してほしい。 | オランダ大使館 | G13 | |
| 192 | 6 | ○BHA〇〇BHT〇魚の酸化防止剤BHAについて、BHT同様10mg/kgとしてほしい。 | 王立ノルウェー大使館 | G3 | BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残存性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。 |
| 193 | 6 | ○BHA〇サケ目魚類とスズキ目魚類について、酸化防止剤BHAの基準を10mg/kgとしてほしい。 | 欧州ビジネス協会 (European Business Council in Japan) | F23 | BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残存性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。 |
| 194 | 6 | 最終案では、2つの銅化合物について一律基準が0.01ppmとなっているが適応可能か？お茶は天然の銅化合物を含んでおり、ドイツでは総銅量として40mg/kgの基準を設けている。 | 欧州茶協会 (European Tea Committee) | F25 | 現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシン銅及びヒドロキシノニルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することとなっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。 |

| No | 分類 | ご意見 | 意見提出者 | 文書番号 | 回答案 |
|-----|----|--|--|------------|--|
| 195 | 6 | ○銅○銅は、対象外物質と暫定基準双方に記載があり、混乱の原因となるが、対応はどうなっているのか。(同旨1件) | アメリカ合衆国 政府・Almond Board of California | G4・ F26 | 現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシン銅及びヒドロキシノルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することとなっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。 |
| 196 | 6 | ○フッ素○フッ素は、Sulfuryl fluorideの使用によって残留するもので、アーモンドには米国において10ppmの基準が設定されている。フッ素はいわゆる自然物質条項に含まれるのか、それともMRLが適用されるのか明確でないので、明示してほしい。 | アメリカ合衆国 政府・Almond Board of California | G4・ F26 | フッ素は、いわゆる自然物質条項(一般規則第4項)に該当します。 |
| 197 | 6 | ○リンデン○厚生労働省は、リンデンについて、カカオ豆に0.002mg/kg、カカオ加工品に0.01mg/kgの基準値を導入しようとしているが、カカオの供給に重大な混乱を与える。いくつかのEU加盟国でカカオ豆1mg/kgの基準が残っている。ベルギー保健省が2004年9月にWTOのSPS手続きに従い、カカオ豆、カカオペーストに0.1mg/kgを通知している。スイスでは、カカオ脂、カカオマスに0.25mg/kgの基準を設定している。基準を見直してほしい。 (同旨1件) | ①国際ココア、 チョコレート、砂糖菓子事務所 ②欧州カカオ協会 | F9、 F13 | カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。 |
| 198 | 6 | ○シペルメトリノ○マンゴーについて、ASEAN Harmonized MRLが0.5ppmと設定されている。タイ及びマレーシアにおいて作物残留試験が実施されており、これに基づく基準値である。今回、当該試験成績を添付するので、確認の上、基準値を0.5ppmと設定してほしい。 | タイ政府 | G09 | 現時点において、各国において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。 |
| 199 | 6 | ○トリアゾホス○えだまめについて、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を2ppmと設定してほしい。 | タイ政府 | G09 | 現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。 |
| 200 | 6 | ○プロチオホス○とうがらし(Chili peppers; その他のなす科野菜)について、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を5ppmと設定してほしい。 | タイ政府 | G09 | 現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。 |
| 201 | 6 | ○クロルデン○しょうがには、コーデックス基準が0.02ppmと設定されているので、この基準値を採用してほしい。 | タイ政府 | G09 | ご指摘の基準値は確認できません。なお、コーデックスにおける「Vegetables」には、日本の食品分類では「らっかせい、さとうきび、なら、バセリ、みつば、しょうが」は含まれないものと考えます。 |
| 202 | 6 | ○エトプロホス○現行基準を含め、類型6-5などとして0.005ppmが基準値として多々設定されているが、エトプロホスのLOQは、コーデックスにおいて0.01ppmとされている。基準値を0.01ppmに修正するべき。 | タイ政府 | G09 | 日本の通知試験法によって担保されている、日本の残留農薬基準の最小値は0.005ppmとなっています。一律基準案未満の基準が一部の農産物等に設定されている農薬等については、特定の値をもって残留基準が設定されている農産物等以外のものに關し、コーデックス、あるいはその他の参考基準国における分析法の検出限界にかかわらず、当該農薬等に既に設定されている最小の基準値をもって暫定基準とすることとしています。 |

| No | 分類 | ご意見 | 意見提出者 | 文書番号 | 回答案 |
|-----|----|---|--------------|------|---|
| 203 | 6 | <p>①表に不正確と思われるものを示した。</p> <p>アバメクチンについて、Peas(green)のMRLO. 2は、以前意見を提出したはずだが暫定基準のリストが変わっていない。</p> <p>アゾキシストロビンについて、Beans(green)のオーストラリア基準値が反映されていない。(オーストラリアの基準は3)</p> <p>ビフェントリンについて、オーストラリアのアブラナ野菜の基準が1でなく10になっている(オーストラリアの基準は1)。また、Beans(green)の分類がない。(オーストラリアの基準は0.5)</p> <p>ジフェナミドについて、オーストラリアの基準を根拠に日本はトマトを0.1としているが、オーストラリアの基準は削除された。</p> <p>フェンヘキサミドについて、イチゴのMRLO. 1は、現行基準を変更してもらうよう以前意見を提出したはずだが、記載がなく、暫定基準のリストが変わっていない。</p> <p>フェノキシカルブについて、オーストラリアの基準を根拠に日本は、ぶどう2、核果類0.5としているが、オーストラリアの基準は削除された。</p> <p>フィプロニルについて、オーストラリアの基準を根拠に日本は、パセリ0.1としているが、オーストラリアの基準は削除された。</p> <p>フルキンコナゾールについて、オーストラリアの基準を根拠になしを0.05としているが、オーストラリアの基準は0.05ではなく5の間違いである。</p> <p>②加えて、以下の農薬が2005年6月版Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority MRL Standardより削除されている。(アロキシジム、ベンフルラリン、ジクロブトラゾール、ジオフェノラン、メタゾール、プロメカルブ)</p> | オーストラリア農林水産省 | G1 | <p>オーストラリアの「Peas(Green)」及び「Beans(Green)」は、日本の食品分類ではそれぞれ「未成熟えんどう」及び「未成熟いんげん及びその他の野菜」に該当するものと考えます。ご指摘のアバメクチン、アゾキシストロビン、ビフェントリンについては、既に反映されています。</p> <p>フェンヘキサミドのいちごについては、現行基準であり、今回改正の対象とはなっておりません。</p> <p>フィプロニルのパセリにつきましては、オーストラリア基準値にある「Herb 0.1ppm」を参考に設定しているものです。</p> <p>フルキンコナゾールにつきましては、ご指摘の事実を確認できません。</p> <p>ベンフルラリン及びメタゾールにつきましては、オーストラリア基準値を確認しましたところ、一部基準値が設定されているので、当該基準値につき暫定基準を設定することとします。</p> <p>その他、オーストラリア基準の変更に伴う修正につきましては、ご指摘のとおり修正いたします。</p> |
| 204 | 6 | ○グアザチン○グアザチンについて情報提供したが、リストに載っていない。 | オーストラリア農林水産省 | G1 | グアザチンは、いろいろな物質の混合物であり、グアザチンとして基準を設定することができません。主要成分であるイミノクタジンについて暫定基準を設定しますが、混合物としてのグアザチンについては、国際機関における評価でNO ADIと評価されていること等を考慮し、暫定基準を設定せず、一律基準をもって対応することとします。 |
| 205 | 6 | ○亜リン酸○Phosphorous Acid(亜リン酸)は免除されると理解しているが、確認いただけないか。 | オーストラリア農林水産省 | G1 | 亜リン酸は、ホセチルの基準値に含まれます。対象外物質ではなく、ポジティブリスト制度の対象となります。 |
| 206 | 6 | ○ジクロルボス○ジクロルボスの小麦ふすま、小麦胚芽の基準は、なぜ削除されたのか。第2次案の基準に戻してほしい。 | オーストラリア農林水産省 | G1 | ご指摘のとおり、コーデックス基準が設定されているものについては修正いたします。 |
| 207 | 6 | ○マラチオン○マラチオンの小麦ふすまは、コーデックス基準は削除されたが、オーストラリアにとって主要な輸出穀物であるので、暫定基準から削除せず、残してほしい。 | オーストラリア農林水産省 | G1 | 加工食品につきましては、コーデックス基準が設定されているものののみについて、暫定基準を設定することとします。 |
| 208 | 6 | ○ピリミホスマチル○ピリミホスマチルの加工食品の基準は、なぜ削除されたのか。暫定基準から削除せず、残してほしい。 | オーストラリア農林水産省 | G1 | コーデックス基準と照らし、齧歯(そご)のある部分につきましては、修正いたします。 |
| 209 | 6 | <p>○リンデン○カカオ基準値は0.002ppmに設定されるこになっている。ベルギーは、現在カカオ基準値を1ppmに設定しているが、近くALALA-levelに基づき、0.1ppmに設定する予定である。この基準値案について、ベルギーはWTO通報を行ったが、日本からはコメントがなかったものと理解しており、日本がこの基準値を、国際貿易上受け入れたものと考えている。</p> <p>0.002ppmは、分析法上も検査が難しいことが予想される上、カカオ豆、あるいはチョコレートの国際貿易上の障害となることが予想される。是非0.1ppmにと設定してほしい。</p> | ベルギー政府 | G10 | カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。 |